

# 山梨県立大学後援会会則

## (名称)

第1条 この会は、山梨県立大学後援会(以下「本会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 本会は、山梨県立大学(以下「大学」という。)の教育事業を援助し、大学の発展に寄与することを目的とする。

## (会員)

第3条 本会の会員は、大学の在学生の父母等とする。

## (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学生の課外活動の充実に関する事業
- 二 学生の教育の振興に関する事業
- 三 学生の福利厚生増進に関する事業
- 四 大学の教育環境の整備・充実に関する事業
- 五 大学と会員及び会員相互の連携、親睦などに関する事業
- 六 その他本会の目的を達成するために必要な事業

## (役員及び役員の選出)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
  - 二 副会長 2名
  - 三 理事 若干名
  - 四 監事 2名
  - 五 顧問 若干名
- 2 理事及び監事は、会員の中から選出する。
  - 3 会長、副会長は、理事の互選により選出する。
  - 4 顧問は、会長が指名する。

## (役員の任期)

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、新たな役員が選出されるまではその任務を行う。

## (役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- 三 理事は、本会の事業等について協議する。
- 四 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
- 五 顧問は、会長の諮問に応えとともに、本会の運営に関して意見を述べる。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が召集し、その議長となる。

2 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(会議の付議事項)

第9条 会議の審議事項は、次のとおりとする。

一 総会

会則の制定、改正

役員を選任

事業計画及び収支予算の決定

事業報告及び収支決算の承認

その他本会の運営に関わる重要事項

二 役員会

総会の招集及び総会に付議する事項

その他本会の運営に関わる必要事項

(会議の議決要件)

第10条 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、1人48,000円(年額12,000円 4か年分)とする。ただし、編 入学  
会員、転入学会員の会費は、年額に入学からの修業年限を乗じて算定した額とする。

3 会費は、学生の入学時に一括して納入しなければならない。

4 既納の会費、寄付金などは還付しない。

(事務局)

第12条 大学内に本会の事務局を置く。

2 事務局に事務長1人、事務局員若干名を置く。

3 事務長は、会長の命を受けて事務を掌理し、事務局員は、庶務及び会計の事務を行う。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則 本会則は、平成17年4月6日から施行する。

山梨県立大学後援会慶弔、見舞金内規

対象者	項目	本人	配偶者	実父母 (養父母を含む)	備考
会員	死亡	20,000円	20,000円	-	
学生	死亡	30,000円	20,000円	-	
大学職員	死亡	20,000円	15,000円	10,000円	
会員 学生 大学職員	災害 見舞	5,000円から30,000円の範囲内で罹災の程度により会長が決定する。			火災、水害等により家屋が罹災した場合（但し、震災を除く）
学生	傷害 見舞	5,000円から30,000円の範囲内で傷害の程度により会長が決定する。			不慮の事故による傷害で1ヶ月以上通院又は2週間以上入院した場合

上記以外の特殊なケースについては、役員会で協議のうえ決定する。